

戸籍証明書の第三者請求について

正当な理由がある場合に限り、第三者（戸籍に記載されている本人、配偶者、直系尊属・卑属以外）の方が戸籍証明書の請求をすることができます。

正当な理由

(A)自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方

- ①権利・義務の発生原因（具体的な事実）
- ②権利・義務の内容（概要）
- ③権利行使・義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする具体的な理由

〈記載例〉

亡くなった兄(岩国太郎)には子がなく、父母等も既に死亡しており、弟である岩国次郎(請求者)が相続人となる。預金相続のため、銀行に提出する必要がある。

(B)国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方

- ①提出先となる国又は地方公共団体の機関の名称
- ②戸籍謄本等の提出を必要とする具体的な理由

〈記載例〉

亡くなった兄(岩国太郎)の遺産分割調停の申立ての添付資料として、兄が記載されている戸籍謄本を〇〇家庭裁判所に提出する必要がある。

(C)その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

- ①戸籍の記載事項を利用する具体的な目的
- ②戸籍の記載事項を利用する具体的な方法
- ③戸籍の記載事項を利用する必要があることの具体的な事由

〈記載例〉

請求者(甲)は乙の死亡時の成年後見人であったが、乙(令和〇年〇月〇日死亡)の相続人に遺産を渡すため、戸籍の記載事項を確認し相続人を特定する必要がある。

※請求時に理由を具体的に明示していただく必要があります。